

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

緊急事態宣言期間中の保育施設利用の自粛のお願いについて

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

8月20日（金）から9月12日（日）までの期間、茨城県が緊急事態宣言の対象地域として加えられたことに伴い、令和3年8月19日付け3つくば幼保第1477号「緊急事態宣言の発令に伴う保育施設における対応について」において、通知時点では登園自粛の協力要請等を行わないが、今後の情勢によっては自粛を行う可能性がある旨、皆様に御連絡させていただきました。

今般、つくば市内において感染拡大が継続している状況を踏まえ、保育施設での過密化を避けて感染拡大を防止するため、学校の休業に合わせて、下記のとおり保育施設利用の自粛をお願いさせて頂くことといたしました。自粛につきましては強制ではなく、家庭での保育が可能な日がある場合について御対応をお願いするものとなります。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても地域の流行状況等に応じて変更となる可能性がありますので、御了承ください。

記

1 登園自粛要請について

●保育施設は感染防止を徹底した上で、原則開園いたしますが、新型コロナ感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、児童の登園を控えていただくようお願いいたします。

●児童の同居家族が濃厚接触者となった場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、必ず登園を控えるようお願いいたします（ただし、症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合や、PCR検査等において陰性が確認され、かつ保健所から自宅待機等の指示が出されていない場合はこの限りではありません）。

2 自肅要請期間

令和3年（2021年）9月2日（木）～令和3年（2021年）9月12日（日）

3 利用者負担（保育料）の取扱い（2号、3号）

登園自肅要請期間中に登園しなかった日数に応じて日割り計算し減額します。保育料については、いったんお支払いいただきますが、後日、還付額等を御案内します。つくば市外在住の方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※利用者負担（基本の保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費含む）や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

4 自肅に協力いただき欠席される場合

施設へ御連絡ください。

5 緊急事態宣言期間中の欠席期間の取扱い

通常1か月（里帰り出産のため欠席する場合は2か月）を超えて、保育施設へ登園しない場合は退園となりますが、緊急事態宣言及び県の非常事態宣言期間中（8月20日（金）～9月12日（日））の欠席は対象としません。長期で欠席をされる場合には必ず施設に御連絡をお願いします。なお、まん延防止等重点措置が適用されている期間においても、当該通知と同様に欠席の扱いとはいたしません。

6 その他

今回の緊急事態宣言期間中の保育施設利用の自肅のお願いに際しまして、雇用主様宛に被雇用者の方が利用自肅に伴う休暇を取得する際の御配慮のお願いをお伝えする通知文を用意しました。御利用になる場合は、各保育施設または幼児保育課に御連絡いただくか、市HPよりダウンロードしてください。保護者の皆様には大変な御負担をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111（代）